

○勝浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに父母のない児童（以下「ひとり親家庭の父母等」という。）に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料（以下「医療費等」という。）の一部について助成することにより、ひとり親家庭の父母等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で別表第1に定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この規則において「婚姻」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には母が児童を懐胎した当時、婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 児童の父若しくは母又は児童の父母がない場合、若しくは児童の父母が監護しない場合で祖父母その他の養育者が、次の各号のいずれかに該当するときの当該父若しくは母又は養育者及び児童
 - ア 現に婚姻をしている状況にない者
 - イ 配偶者が別表第2で定める程度の障害の状態にある者
 - ウ 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあって

は、3か月)以上明らかでない者

エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

オ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

カ その他アからオまでに準じる者として市長が認める者

(2) 児童の父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合で祖父母その他の監護者が養育するときの児童

4 この規則において「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 父母(実父母及び養父母をいう。以下同じ。)と死別した児童

(2) 父母の生死が1年以上明らかでない児童

(3) 父母から1年以上遺棄されている児童

(4) 父母が海外にあるため、1年以上その扶養を受けることができない児童

(5) 父母が精神又は身体の障害により長期にわたり労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童

(6) 生存している父母のうち前各号に規定する事情のいずれにも該当しない者が1人もいない児童

(助成対象者)

第3条 医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部についての助成金(以下「医療費等助成金」という。)の支給対象者(以下「助成対象者」という。)は、ひとり親家庭の父母等(児童を監護するその児童の父又は母であって第2条第3項各号のいずれかに該当するもの又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童を養育する当該児童の父母以外のものであって第2条第3項各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)及びその児童その他父母がないか又は父母が監護しない児童であり、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第8

1号)の規定に基づき勝浦市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号に定める法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は助成対象者としなない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親に委託されている者
- (3) 児童福祉法第7条に規定する母子生活支援施設を除く児童福祉施設(通所により利用する施設を除く。)に措置によって入所している児童及び入所児童を除くひとり親家庭の父母等
- (4) 国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、当該施設に児童福祉法その他法令による措置によらずに入所している児童(以下「利用契約入所児童」という。)がいる場合は、当該利用契約入所児童を除く。)に入所している児童及び入所児童を除くひとり親家庭の父母等
- (5) 利用契約入所児童の父又は母

- (6) 利用契約入所児童に父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合で祖父母その他の養育者
(支給の制限)

第4条 助成対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費助成金を支給しない。

- (1) ひとり親家庭の父母等の前年の所得(1月から6月に申請するものについては、前々年の所得。以下同じ。)が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条又は第9条の2の規定による児童扶養手当の支給制限に該当する額以上であるとき。
- (2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又はひとり親家庭の父母等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親家庭の父母等と生計を同じくする者の前年の所得が児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による児童扶養手当の支給制限に該当する額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項及び第4条の規定によるものとする。ただし、児童扶養手当法第12条第1項に該当するときは、前項の規定は適用しないものとする。
(助成の範囲)

第5条 この規則により助成する医療費等の額は、助成対象者の国民健康保険法又は社会保険各法その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された費用から次の各号に規定するものを控除した医療費助成金とする。

- (1) 保険給付額
- (2) 保険者が給付する付加給付額
- (3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額
- (4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額

- (5) 助成対象者一部負担額（入院については、入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額、通院については診療報酬明細書1件につき1,000円、保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1,000円）
- 2 助成対象者が保険医療機関又は保険薬局（以下「病院等」という。）で診療・調剤報酬明細書にかかる証明手数料を支払った場合は、当該証明手数料を医療費助成金として助成の範囲に含める。ただし、診療・調剤報酬明細書1件について200円を超えるときは、200円を限度額とする。
- 3 助成対象者が病院等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したものは医療費助成金の範囲から除く。

（助成の申請及び決定）

第6条 助成対象者は、医療費等の助成を受けようとするときは、あらかじめひとり親家庭等医療費等助成資格申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長へ申請しなければならない。

- (1) 社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) 戸籍の謄本又は抄本
- (3) 世帯の全員の住民票の写し
- (4) ひとり親家庭の父母等及び扶養義務者等の前年の所得の状況を証する書類
- (5) 離婚等により、ひとり親家庭になった場合、母又は父がその監護する児童の父又は母から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品やその他経済的な利益に係る所得に関する申告書（以下「養育費に関する申告書」という。）（別記第2号様式の2）

- (6) 18歳以上20歳未満の児童が別表第1程度の状態にある場合又は配偶者が別表第2程度の障害の状態にある場合は、これを証する年金証書又は診断書
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができるものとする。
 - 3 第1項の定めにかかわらず、市役所内で確認できるものについては、市長は書類の添付の省略を認めることができる。
 - 4 ひとり親家庭等医療費等助成資格申請書の有効期限は、原則としてひとり親家庭の父母等が当該資格申請書を申請し、市長が受理した日から初めての7月末日までとする。
 - 5 第1項の規定による申請書を受理したときは、助成資格の認否を審査のうえ、決定し、14日以内にひとり親家庭等医療費等助成資格決定通知書（別記第2号様式）又はひとり親家庭等医療費等助成資格申請却下決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知しなければならない。

（助成の申請の方法）

第7条 ひとり親家庭等医療費等助成資格決定通知を受けた者が医療費等の助成を受けようとする場合は、月ごとにひとり親家庭等医療費等助成給付申請書（別記第4号様式）を市長に申請しなければならない。この場合、医療保険証を提示しなければならない。

- 2 第1項の規定により申請を行う場合は、保険診療又は保険調剤を受ける際あらかじめ当該申請書に医療保険証を添えて病院等へ提示し、診療・調剤報酬証明細書に係る証明書を受けておかなければならない。ただし、市長が認める場合には、証明欄の証明については、病院等の発行する領収書の添付にかえることができる。

(助成の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、助成の額を審査のうえ、決定し、45日以内に、ひとり親家庭等医療費等給付決定通知書(別記第5号様式)又はひとり親家庭等医療費等給付却下通知書(別記第6号様式)により申請者に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、虚偽その他不正な行為により医療費等の助成を受けた者があるときは、その者に支給した当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(変更の届出)

第10条 ひとり親家庭等医療費等助成資格決定通知書を受けた者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、ひとり親家庭等医療費等助成資格変更届(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 加入している社会保険等に変更があったとき。
- (2) 住所(居住地)に変更があったとき。
- (3) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。
- (4) その他申請内容に変更があったとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 受給資格者は、医療費等助成金を受ける権利を譲渡し又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年6月28日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に受けた医療等に関する医療費等の助成については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条・第6条関係)

- ① 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの
- ④ そしゃくの機能を欠くもの
- ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑧ 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑨ 1上肢のすべての指を欠くもの
- ⑩ 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑫ 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑬ 1下肢の足関節以上で欠くもの
- ⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第2条・第6条関係）

- ① 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - ⑩ 精神に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - ⑪ 傷病が治らないので、身体の機能又は精神に労働をすることを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- （備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては矯正視力によって測定する。

